



スマートフォンで 老齢年金の請求手続きが できるようになりました

年金請求の手続きには、紙の請求書を窓口や郵送で年金事務所へ提出する方法と、電子申請により提出する方法があります。

年金の未加入期間がないなど一定の条件を満たし、老齢年金請求書の電子申請による手続きを利用できる方には、**電子申請をご案内するリーフレット**を「年金請求書（事前送付用）」に同封しています。



スマートフォンでの請求手続きをするメリット

メリット
1

ご自宅などでいつでも
手続きができるため、
窓口での申請は不要です

メリット
2

約15分で
申請が完了します

メリット
3

手続きの処理状況を
スマートフォンなどから
確認できます

この二次元コードから、
電子申請の説明動画を
視聴できます



電話での
お問合せ

受付時間

月曜

火～金曜

第2土曜

0120-08-6001

(老齢年金請求者専用フリーダイヤル)

午前8時30分～午後7時

午前8時30分～午後5時15分

午前9時30分～午後4時



老齢年金請求書の電子申請手順

事前に準備いただくもの

スマートフォン

手続きには
**2つのパスワードが
必要です**

マイナンバーカード

- マイナンバーカード受け取り時に
設定したパスワード（数字4桁）
- 署名用電子証明書パスワード
（英数字6桁～16桁）

事前に設定が必要です

電子申請には、事前に以下3つの設定を
すべて行っていただく必要があります。

- マイナポータルの利用者登録
- マイナポータルとねんきんネットの連携
- 「公金受取口座」の登録



納めた国民年金保険料は、 全額が社会保険料控除の対象になります

この控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料（国民年金保険料）
控除証明書」（または領収書）の添付が必要です。なお、家族の国民年金保険料を納
付した場合も、納付した方の社会保険料控除に含めて申告することができます。

いい みらい

11月30日は「年金の日」です

「ねんきんネット」を利用すると、いつでも年金記録を確認できるほか、将来の年金
受給見込額について、様々なパターンで試算することもできます。

「ねんきんネット」は、日本年金機構のホームページでご確認ください。

年金に関する

さまざまな動画が 見られます

こちらから
アクセス
できます→



日本年金機構のホームページから、

1. 国民年金に関する動画
 2. 厚生年金保険に関する動画
 3. 年金の請求手続きに関する動画
 4. 年金を受け取っている方の手続きに
関する動画
 5. 年金について学べる動画
- などが見られます。

